

(翻訳文)

## 定時株主総会招集通知

ワイ・ティー・エル・コーポレーション・バーハッド (以下「当社」という。) の第 33 回定時株主総会を 2016 年 11 月 22 日(火曜日)午後 12 時 45 分より 50000 クアラルンプール、ジャラン・スルタン・ヒシャムディン 5、ザ・マジェスティック・ホテル・クアラルンプール、レベル 2、マジェスティック・ボールルームにて開催致します。当総会において審議される議案は以下のとおりです。

### 通常議案

1. 2016 年 6 月 30 日に終了した事業年度に関する財務書類及びかかる財務書類に対する取締役会及び会計監査人の報告書を総会に提出する件 (注記 A を参照のこと)
2. 当社付属定款第 84 条に基づき退任する以下の取締役を再任する件
  - (i) ダト・ヨー・ソック・キアン (第 1 号議案)
  - (ii) ダト・ヨー・スー・ケン (第 2 号議案)
  - (iii) ダト・マーク・ヨー・ソック・カー (第 3 号議案)
3. 当社付属定款第 90 条に基づき退任するダト・アハマド・フアード・ビン・モード・ダハランを再任する件 (第 4 号議案)
4. 1965 年会社法第 129 条 (6) に基づき、以下の議案を検討し、適切であると判断した場合にはこれを通常決議として採択すること
  - (i) 1965 年会社法第 129 条 (6) に基づき退任するタン・スリ・ダト・セリ (ドクター) ヨー・ティオン・レイを再任し、次回の定時株主総会まで就任させる件 (第 5 号議案)
  - (ii) 1965 年会社法第 129 条 (6) に基づき退任するユー・ペン・メン (別名: レスリー・ユー) を再任し、次回の定時株主総会まで就任させる件 (第 6 号議案)
5. 2016 年 6 月 30 日に終了した事業年度の取締役報酬 719,809 マレーシア・リンギットの支払を承認する件 (第 7 号議案)
6. 会計監査人を再任し、会計監査人の報酬を決定することを取締役に授権する件 (第 8 号議案)

## 特別議案

以下の議案を審議し、適切と判断された場合には決議するものとします。

### 通常決議

#### 7. 独立非常勤取締役としての勤務を継続する件

(i) 当社の独立非常勤取締役として9年以上勤務したダト・チョン・キープ・タイが、引き続き当社の独立非常勤取締役として勤務することを承認する件。

(第9号議案)

(ii) 通常決議第6号議案の採択を条件として、当社の独立非常勤取締役として9年以上勤務したユー・ペン・メン（別名：レスリー・ユー）が、引き続き当社の独立非常勤取締役として勤務することを承認する件。

(第10号議案)

#### 8. 1965年会社法第132条Dに従い、株式割当承認を授権する件

1965年会社法第132条Dに従い、取締役会に対し、その完全なる裁量により適切と思われる条件及び目的により、次回の定時株主総会の閉会時までの期間、適宜当社株式を割当及び発行することを授権する。但し、発行される株式総数がその時点での当社の発行済及び払込済株式資本の10%を超えないことを条件とする。さらに、取締役会に対し、追加発行された株式のブルサ・マレーシア・セキュリティーズ・バーハッドへの上場の承認を得ることを授権する。

(第11号議案)

#### 9. 自社株式買戻権限を更新する件

1965年会社法に従い策定されたすべての適用される規則及び規制、ガイドライン、当社の基本定款及び付属定款、ブルサ・マレーシア・セキュリティーズ・バーハッド（以下「ブルサ・セキュリティーズ」という。）・メイン・マーケット上場規則（以下「メインLR」という。）に従い、関連当局の承認を得たうえで、取締役会が当社の利益にとって適切かつ得策と考える条件に基づき、取締役会が随時決定するところに従って、ブルサ・セキュリティーズを通じて0.10マレーシア・リンギットの当社普通株式を法で許される限り随時買い戻す及び／又は保有すること（「株式買戻案」）をここに承認する。但し、

a) 当社が株式買戻案に従って購入又は保有できる株式数の上限は、その時々においてブルサ・セキュリティーズで取引されている発行済及び払込済株式資本の10%を超えないことを条件とする。但し、当社が株式の消却、ブルサ・セキュリティーズにおける株式の売却、若しくは2015年11月24日に開催された定時株主総会で取得した株式買戻案に関する株主の許可に基づく自社株式の配分による株主に対する配当等により、保有する株式の一部又は全部を保有しなくなった場合、当社は（依然として保有している自社株式と合計して）その時点でブルサ・セキュリティーズで取引されている発行済及び払込済株式資本の10%を超えない範囲で株式をさらに取得することができる。

b) 株式買戻案に基づき、当社が割り当てることのできる資金の上限は留保利益と株式買戻に基づく取引の日付現在の最新の監査済み財務諸表に基づく株式払込剰余金の合計金額を超えてはならない。2016年6月30日現在、当社の監査済みの留保利益と株式払込剰余金はそれぞれ4,791,941,000マレーシア・リンギット、2,069,188,000マレーシア・リンギットである。

c) 株式買戻案に基づき当社が購入する株式は、取締役会の判断により、以下の方法で取り扱うことができる。

1. 購入した株式を消却する、又は
2. 購入した株式を株式配当として自己株式として所有する、及び／若しくはブルサ・セキュリティーズにおいて再販売する、及び／若しくはその後消却する、並びに／又は
3. 自己株式として購入された株式の一部を留保し、残りを消却する。

当該権限は本議案の決議により有効となり、次回の定時株主総会、又は法律上、次回の定時株主総会が法律上開催されなければならない期間の終了時のいずれか早い方までとするが、当社の定時株主総会における通常決議により取消し又は変更された場合はこの限りではなく、当該終了日までに行われた株式購入の完了に影響を与えるものではない。

さらに、本決議により、取締役会が株式買戻を実行、完了及び有効に行うために、適切かつ得策と考えるすべての行為及び事柄を行い、変更し、関連政府当局及び規制当局が随時課す条件、変更、修正若しくは改正（もしある場合）を行い、又はこれに同意する完全な権限を有し、1965年会社法、当社の基本定款及び付属定款、メイン LR 並びにその他の政府当局又は監督官庁に従ってあらゆる行為を行う権利を与える。

(第12号議案)

10. 既存の関係者との継続的取引についての株主承認の更新及び新規の関係者との収益若しくは取引を内容とする継続的取引についての新たな株主承認の件

2016年10月28日付けの株主に対する説明書の第2.1.2条(a)及び(b)に定めるとおり、当社及び／又は当社の子会社が当社及び／又は子会社の取締役、大株主若しくは当該取締役又は大株主の関係者と継続的な取引を行うことを承認すること。但し、以下を条件とする。

(i) 当該取引は、当社及び／又はその子会社の日々の取引のために必要な収益若しくは取引を内容とするものであり、市場若しくは通常の商慣習と一致した、又はこれに相当する条件で行われ、一般の取引相手と取引を行う場合の条件と同程度の商業条件又は条件であり、少数株主に損害を与えないこと。

(ii) 株主の承認に基づき行われた該当する事業年度の取引の総額をブルサ・マレーシア・セキュリティーズ・バーハッド・メイン・マーケット上場規則に従って年次報告書に開示すること。

当社の株主による承認は、当社の次回の定時株主総会の終了時若しくは、1965年会社法（以下「会社法」）第143条(1)に従い、次回の定時株主総会の開催期限終了時のいずれか早い方まで有効とする（但し、会社法第143条(2)によりこの期限が延長された場合は当初の期限終了時とする）。なお、総会において株主総会の通常決議により撤回若しくは変更された場合はこの限りではない。

株主の承認を完全に有効にするために便宜的に必要若しくは不可欠と思われる行為を行う権限を当社の取締役に与えること。

(第 13 号議案)

取締役会の命により

ホー・セイ・ケン

秘書役

クアラルンプールにて

日付：2016 年 10 月 28 日

注：

総会に出席し、投票する権利を有する株主は、代理人を選任することができます。かかる代理人は当社の株主である必要はなく、1965年会社法第149条(1)(b)は当社に適用されません。授権されたノミニーを除き、株主は同じ総会に出席し、投票するために複数名の代理人を選任することはできません。複数名選任した場合には、当該選任は無効とします。複数の実質株主のために一つの口座（「オムニバス・アカウント」）において当社株式を所有する当社の株主が、1991年証券業（セントラル・デポジタリーズ）法の定義する免除された授権ノミニーである場合には、所有している各オムニバス・アカウントについて免除された授権ノミニーが選任できる代理人の数には制限はありません。代理人を選任する書面は、個人の場合には、授権者又は代理人により署名されるものとし、会社の場合には、会社の社印又は役員若しくは権限を与えられた代理人の署名によるものとします。代理人を選任する証書の原本は、2016年11月21日の午後1:30までに、定時株主総会のために任命された株主登録機関であるTricor Investor & Issuing House Services Sdn Bhd (Unit 32-01, Level 32, Tower A, Vertical Business Suite, Avenue 3, Bangsar South, No. 8, Jalan Kerinchi, 59200 Kuala Lumpur) に預託してください。総会に出席することのできる株主を決定するため、当社はブルサ・マレーシア・デポジタリー・セントリアン・バーハッドに対して、当社の付属定款第60条(2)及び1991年証券業（中央預託）法第34条(1)に基づき、2016年11月15日現在の総会預託者名簿を発行するよう依頼します。2016年11月15日現在の当該名簿に記載された預託者のみが、当該総会に本人として出席でき、又は、出席及び議決権行使の代理人を選任することができます。

注記A

当該議案は、1965年会社法の第169条(1)の規定に基づく検討のための議案であり、監査済みの財務諸表は株主総会の正式な承認を必要としません。そのため、当該議案は株主の投票の対象になりません。

### 特別議案に関する注記

#### 独立非常勤取締役として勤続する件に関する決議

2012年のコーポレート・ガバナンスに関するマレーシア法 第3.3項に従って、第9号議案及び第10号議案はダト・チョン・キープ・タイ及びユー・ペン・メン（別名：レスリー・ユー）が当社の独立取締役として継続して勤務することを可能にするための議案であり、ブルサ・マレーシア・セキュリティーズ・バーハッド・メイン・マーケット上場規則の条件を満たすためのものです。三氏が独立取締役として勤務を継続することを取締役会が推奨し、支持する具体的な根拠は、当社の2016年の年次報告書の指名委員会報告書に記載されています。

#### 1965年会社法第132条Dに基づく決議

第11号議案は、2015年11月24日に開催された、第32回定時株主総会において承認された1965年会社法第132条Dに従い授与された株式の割当及び発行に関する取締役会の包括的な権限（「S132Dマנדート」）（「旧マנדート」）の更新です。

2016年9月30日現在、当社は旧マנדートに基づき、101,717,496株の新株を発行しました（「当社新株」）。

旧マנדートは、2016年11月22日に開催される第33回定時株主総会の終了時に失効します。当社新株は、当社がまだ所有していないワイ・ティール・エル・イーソリューションズ・バーハッド（「YTL e-Solutions」）の1株0.10マレーシア・リングットの議決権株式（自己株式を除く。）（「募集対象株式」）の全部を、1株0.55マレーシア・リングットの募集価格で取得する株式交換募集に基づき発行されたものであり、対価は、1株0.10マレーシア・リングットの当社株式を1.65マレーシア・リングットの発行価格で発行して支払いしました（「対価株式」）。交換比率は募集対象株式1株につき対価株式約0.333株でした。当社新株の発行による収益はありませんでした。

第11号議案が承認された場合、取締役会は、時間と費用のかかる株主総会を招集することなく、その時点での当社の発行済株式資本の10%を超えない範囲で、未発行株式資本より、普通株式を割り当て、発行する権限を与えられます。S132Dマנדートは、将来の投資プロジェクト、運転資金及び買収資金調達等のための新株の募集など、当社の資金調達に柔軟性を与えます。

#### 当社の株式買戻権限更新に関する決議

第12号議案の当社株式の買戻についての詳細は、2016年の当社の年次報告書とともに送付される2016年10月28日付けの株主に対する説明書のパートAに記載されています。

#### 関係者との継続的取引の株主承認に関する決議

第13号議案の関係者との継続的取引についての詳細は、2016年の当社の年次報告書とともに送付される2016年10月28日付けの株主に対する説明書のパートBに記載されています。

[株主に対する説明書（英文のみ）を必要とされる日本の実質株主の方は三井住友信託銀行株式会社までご請求ください。]

# 議決権代理行使指図書

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号  
株式会社証券保管振替機構 御中

私は、外国株券振替決済制度に基づき貴社に寄託されているワイ・ティー・エル・コーポレーション・バーハッド株式の実質所有者として、2016年（平成28年）11月22日開催の同社の定時株主総会及びその延会において付議される議案について、下記（○印で表示）のとおり議決権を行使するよう指示します。

なお、下記議案以外の事項が同総会において提出・付議された場合には、特に指図ある場合を除き貴社の最良の判断に基づいて議決権を行使してください。

## 記

議案	賛成	反対
第1号議案		
第2号議案		
第3号議案		
第4号議案		
第5号議案		
第6号議案		
第7号議案		
第8号議案		
第9号議案		
第10号議案		
第11号議案		
第12号議案		
第13号議案		

平成28年 月 日

実質株主住所 \_\_\_\_\_

実質株主氏名 \_\_\_\_\_ 実質所有株数 \_\_\_\_\_ 株

実質株主番号 \_\_\_\_\_

（ご注意）

この指図書は、お取引の証券会社が発行する「不動化証明書」とともに平成28年11月16日午後1時までに指図書原本を下記当受付窓口に直接ご提出ください。

（東京） 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号  
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

（大阪） 大阪府大阪市中央区北浜4丁目5番33号  
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

なお、ご郵送の場合には、下記場所へ平成28年11月16日午後1時までに指図書原本が到着するようにご送付ください。

〒168-0063

東京都杉並区和泉2丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  
株式会社証券保管振替機構

# 不 動 化 証 明 書

\_\_\_\_\_は、\_\_\_\_\_

(証券会社名)

(実質株主の住所及び氏名)

\_\_\_\_\_が所有のワイ・ティ  
ー・エル・コーポレーション・バーハッド株式\_\_\_\_\_株は、外国証券取引口座約  
款に基づく国内委託取引に係るものであり、

- I (平成 28 年 11 月 15 日 (基準日) までに本証明書を発行する場合)  
平成 28 年 月 日現在上記の者が上記株式の実質株主であり、平成 28 年 11 月 15 日  
(基準日) まで、これを不動化することを証明します。
- II (平成 28 年 11 月 15 日 (基準日) 以降に本証明書を発行する場合)  
平成 28 年 11 月 15 日 (基準日) 現在上記の者が上記株式の実質株主であることを証明しま  
す。

(注：I、IIのいずれかに○をして選択すること)

平成 28 年 月 日

証券会社住所\_\_\_\_\_

証券会社名\_\_\_\_\_ 印

担 当 者\_\_\_\_\_